

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
警察本部 生活安全部 生活環境課	<p>所属は、人事異動時に伴い通勤届を提出した職員の届出内容が適正であるにもかかわらず、認定を誤ったために通勤手当支給額に誤りが生じた。</p> <table border="1" data-bbox="454 548 1323 705"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>通勤届</th> <th>通勤手当認定額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年12月から 平成30年9月まで</td> <td>183,950円</td> <td>163,950円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	通勤届	通勤手当認定額	差額	平成29年12月から 平成30年9月まで	183,950円	163,950円	20,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務を行われない。</p>	<p>当該職員について、届出に基づく適正な経路により通勤手当の認定を改めて行った。 また、未払いとなっていた通勤手当は追給を行った。 今後、法令等に基づき、適正な事務を行う。</p>
支給対象期間	通勤届	通勤手当認定額	差額								
平成29年12月から 平成30年9月まで	183,950円	163,950円	20,000円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月22日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
警察本部 刑事部 捜査第一課	<p>所属は、人事異動時に伴い通勤届を提出した職員の届出内容が適正であるにもかかわらず、認定を誤ったために通勤手当支給額に誤りが生じた。</p> <table border="1" data-bbox="457 583 1341 743"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>通勤届</th> <th>通勤手当 認定額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月から 同年9月まで</td> <td>72,700円</td> <td>60,700円</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	通勤届	通勤手当 認定額	差額	平成30年4月から 同年9月まで	72,700円	60,700円	12,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務を行われたい。</p>	<p>当該職員について、届出に基づく適正な経路により通勤手当の認定を改めて行った。 また、未払いとなっていた通勤手当は追給を行った。 今後、法令等に基づき、適正な事務を行う。</p>
支給対象期間	通勤届	通勤手当 認定額	差額								
平成30年4月から 同年9月まで	72,700円	60,700円	12,000円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月22日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
黒山警察署	<p>病気休暇等により勤務実績のない月が発生していた職員が復職したときは、復職等の日の属する月から次の支給月の前月末までの期間に応じた通勤手当を支給することが必要だが、これが行われず、未払いになっていた。</p> <table border="1" data-bbox="439 625 1329 783"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>未払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年11月から平成30年3月まで</td> <td>28,748円</td> <td>35,935円</td> <td>7,187円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	未払支給額	平成29年11月から平成30年3月まで	28,748円	35,935円	7,187円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 (通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 (支給対象期間) 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 (支給方法等) 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p>	<p>当該職員について、復職した日の属する月からの通勤手当の認定を改めて行った。また、未払いとなっていた通勤手当は追給を行った。今後、法令等に基づき、適正な事務を行う。</p>
支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	未払支給額								
平成29年11月から平成30年3月まで	28,748円	35,935円	7,187円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年5月22日から同年7月10日まで）